

室蘭労働基準協会長 殿

室蘭労働基準監督署長



年末における労働災害防止の取組について（依頼）

労働基準行政の推進につきまして、日頃から御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、北海道内における休業4日以上之死傷災害については、10月末で前年同期と比べ4.4%増加しているほか、死亡災害については11月14日現在の速報値において50人となっており、このままで推移すると3年連続で全国ワーストワンを招くことも考えられます。

また、当署管内においても、死傷災害は11月末で前年同期と比べ1.0%増加しているほか、死亡災害は5人となっており、昨年確定値である6人を上回ることも考えられます。

今後、本格的な降雪期に入ることから冬季特有の労働災害の発生が懸念され、加えて年末を迎え繁忙期となることから、それに伴い労働災害の発生も懸念される所ですが、労働災害により尊い人命が失われることがあってはならないものであります。

つきましては、別添のとおり年末における死亡労働災害撲滅に関するリーフレットを作成しましたので、当該リーフレットを活用したうえで、下記のとおり年末における労働災害防止活動を確実に実行いただくよう傘下会員事業場に対して周知するようお願いいたします。

なお、リーフレットについては北海道労働局のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

記

- 1 各作業場の安全点検の実施及び危険箇所の改善を行うこと。
- 2 安全衛生管理責任者による安全衛生活動の総点検の実施及び安全な作業手順励行の徹底を行うこと。
- 3 特に製造業、建設業、林業及び陸上貨物運送業においては、以下に留意のこと。
 - (1) 製造業
 - ア 各種機械によるはさまれ、巻き込まれ災害を防止するため、安全カバー等安全装置の有効保持の総点検を実施すること。
 - イ 転倒災害を防止するため、作業通路の点検を実施すること。
 - (2) 建設業
 - ア 墜落、転落災害防止のため、手すり等墜落防止措置の総点検を実施すること。
 - イ 重機、クレーン災害を防止するため、事前に作業計画を作成し、計画に基づいて作業すること。
 - (3) 林業
 - ア かかり木に係る災害を防止するため、かかり木を放置せず速やかにかかり木の処理をすること。
 - イ やむを得ずかかり木を放置する場合は、立入り禁止区域を確実に設定すること。
 - (4) 陸上貨物運送事業
 - ア スタッドレスタイヤの点検等冬道による交通労働災害防止対策を確実に実施すること。
 - イ 冬季の路面状況を考慮した運行計画を策定し、当該運行計画に基づき運行すること。

担当：第2方面（電話：0143-23-6131）

仕事を無事終えて
帰るを心がけよう！
(かえる)



北の大地から
死亡労働災害
撲滅宣言!!



死亡災害全国ワーストワンを返上しよう

平成29年の死亡者数は81人

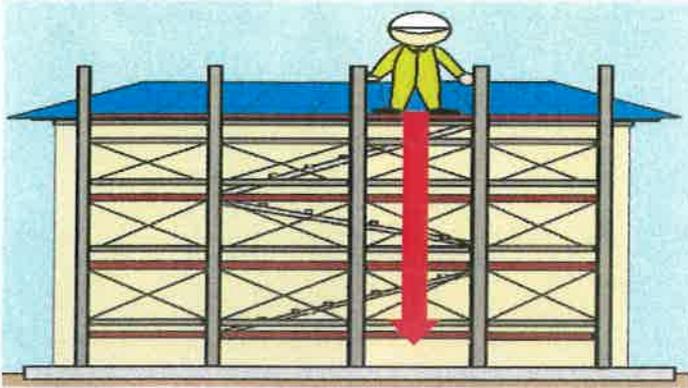
- 北海道では労働災害により平成28年に77人、平成29年に81人の方が亡くなり、2年連続ワーストワンとなっています。
- 今年に入っても、11月14日現在で50人の方が亡くなられています。
- 働く一人ひとりが、「無事かえる」を心がけよう！



厚生労働省北海道労働局・労働基準監督署（支署）

主な死亡労働災害事例

【建設業】



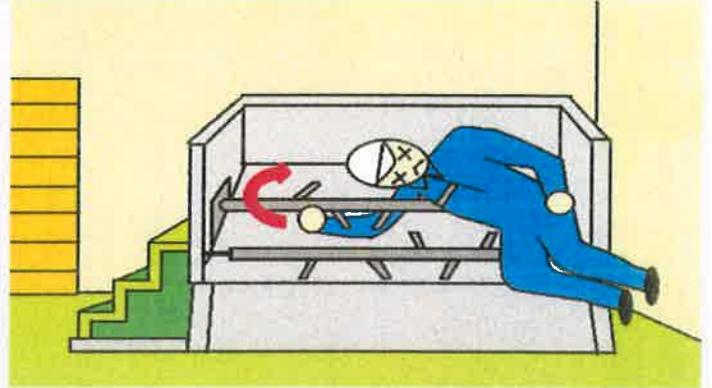
概要

屋根から足場へ移動中に墜落した。

対策

- ① 手すり・防網等墜落防止措置を徹底する。
- ② 墜落制止用器具（安全帯）を着用し、確実に使用する。
- ③ 墜落防止用保護帽の着用を徹底する。

【製造業】



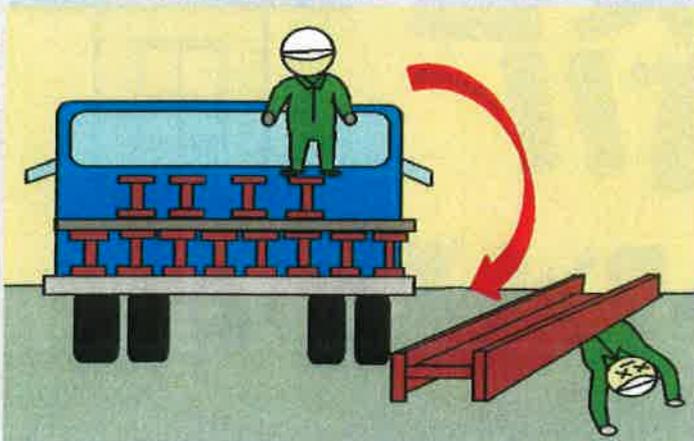
概要

運転中の製麺機のカバーを開け内部の原料をへうで掻き落としていたところ、作業服の袖が機械に巻き込まれた。

対策

- ① 機械の清掃等をする時は運転を止める。
- ② カバーを開けたら機械が止まる構造にするなど本質的な安全化をはかる。

【道路貨物運送事業】



概要

荷台の上で作業中、被災者が荷台から墜落し、墜落した被災者の上に荷が落下した。

対策

- ① 不安定な荷の上にあがらない。
- ② 荷崩れ防止の措置を講ずる。

【林業】



概要

かかり木の下敷きになった。

対策

- ① かかられている木の伐倒はしない。
- ② かかり木の下敷きになるおそれのある区域を設定し、立入禁止の徹底をする。

安全第一！

13次防推進中！



「リーフレット」及び「実施要項」全文は北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。
【掲載場所】ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>北の大地から死亡労働災害撲滅宣言
※実際の災害とイラストは一部異なります。

検索

(30.11)



冬季特有の労働災害を防止しよう！



STOP！労働災害

北海道内は、冬季の積雪、寒冷により、事務所等の出入口や作業通路が凍結するなどのため、転倒災害が多く発生する傾向にあります。

また、降雪や気温の変化により路面が凍結することによる自動車のスリップ、吹雪等による視界不良により交通事故が発生しやすくなる傾向にあります。

さらに、建物の屋根等の除雪作業に伴う墜落災害が多く発生しています。

このことから、冬季に発生する労働災害のリスクを低減させるために、「冬季労働災害防止運動実施要領」に基づき対策を講じた上で、作業を行うようにして下さい。

取 組 期 間

— 平成30年12月1日 から 平成31年3月31日まで —

転倒災害事例

～滑りにくい靴の着用、危険マップの作成～

《事例1》（2月、午前1時）

【概要】 除雪車による、道路排雪直後の路面で転倒し、頭部を強打した。（死亡）

【再発防止対策】

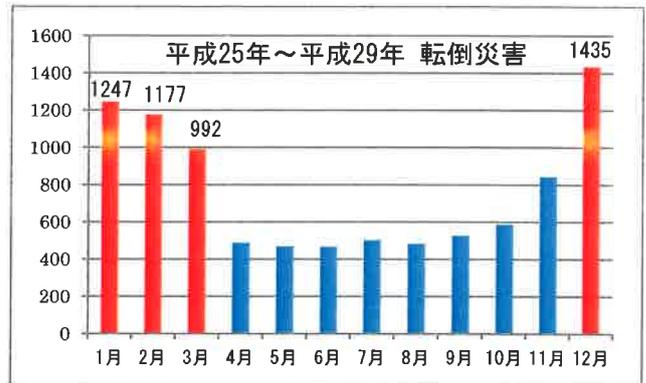
滑りにくい靴を着用するとともに、排土板等で締め固められた滑りやすい部分（光っている部分）は、できる限り避けて通行すること。

《事例2》（3月、午前8時）

【概要】 事業場敷地内を歩行中、凍結路面で転倒した。（休業）

【再発防止対策】

通路等は凍結防止対策（融雪剤、砂の散布、融雪マット等）を講じること。滑りにくい靴を着用すること。



転倒災害防止点検項目	
1 敷地内の通路は指定していますか	<input type="checkbox"/>
2 屋外の通路を除雪していますか	<input type="checkbox"/>
3 敷地内にある通路は凍結防止対策（融雪剤、融雪マット）を行っていますか	<input type="checkbox"/>
4 冬用の履物を使用していますか	<input type="checkbox"/>

交通労働災害事例

～路面状況に合わせた運転、

シートベルトの全席着用～

《事例1》（1月、午前11時）

【概要】 ワゴン車がスリップして対向車線にはみ出し、対向車線を走行中のダンプカーに正面衝突した。（死亡）

【再発防止対策】

路面状況に合わせた安全速度で走行すること。



《事例2》（2月、午後2時）

【概要】 吹雪に巻き込まれ、事故のため停車している車両に気づかず追突した。
（休業）

【再発防止対策】

吹雪等のため視界が悪い場合には、最徐行の上、前方に停車している車両に注意するとともに、ハザードランプを点滅するなど、自車の存在を他車にわかるようすること。

また、走行を中止し、安全な場所に車を移動し退避すること。



交通労働災害防止のための点検項目	
1 冬道（圧雪、アイスバーン）を運転する場合は、路面状況に合わせた速度に落とされていますか	<input type="checkbox"/>
2 十分な車間距離をとって運転していますか	<input type="checkbox"/>
3 冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）については摩耗の有無について点検していますか	<input type="checkbox"/>

墜落、転落災害事例

～墜落制止用器具（安全帯）の取付設備の設置

及び確実な使用～

《事例1》（2月、午後2時）

【概要】 スコップで屋根の雪庇を落とす作業中、屋根から墜落したもの。（死亡）

【再発防止対策】

屋根の除雪等作業をする場合には、墜落防止のために墜落制止用器具（安全帯）を使用するなど、墜落防止措置を講じてから作業すること。



《事例2》（2月、午前9時）

【概要】 倉庫の屋根に上がり除雪作業中、明かり取り用プラスチック窓を踏み抜き、5.7メートル墜落する。（死亡）

【再発防止対策】

事前に窓の位置を確認するとともに、プラスチック窓に歩み板を設け、又は防網を張るなど、墜落防止措置を講じてから作業すること。

墜落、転落防止のための点検項目	
1 当日の天候を確認していますか。 また、気温が高い場合には作業を中止する基準はありますか	<input type="checkbox"/>
2 労働安全衛生法に基づき、親綱、ロリップ等の墜落制止用器具（安全帯）取付け設備を設置して墜落制止用器具（安全帯）を使用していますか	<input type="checkbox"/>
3 はしごの使用については、上端及び脚部を支え又は固定して使用していますか	<input type="checkbox"/>
4 屋根上に天窗等で踏み抜いて墜落する危険のある箇所がないかを事前に確認していますか	<input type="checkbox"/>
5 開始前に安全な作業方法・作業手順を定め、それに基づいて作業手順書を作成していますか	<input type="checkbox"/>
6 雪を落とす場所の周辺については、立入禁止区域を設定し労働者の立ち入りを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
7 軒先等の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落下させる等の措置を講じた上で作業していますか	<input type="checkbox"/>

一酸化炭素中毒事例

～内燃機関の原則屋内使用禁止～

《事例1》（12月、午後1時）

【概要】 薪釜でパンを焼成していたとき、換気が不十分であったため、労働者が一酸化炭素中毒となったもの。（休業）

【再発防止対策】

十分な換気対策を講じること。

一酸化炭素中毒防止のための点検項目	
1 屋内作業場等、自然換気が不十分なところで、内燃機関を使用していませんか	<input type="checkbox"/>
2 屋内で、練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、その場所を立入禁止としていますか	<input type="checkbox"/>
3 上記場所に立ち入る場合には、換気をして、かつ一酸化炭素濃度等を測定した後でなければ、立ち入らせないことを徹底していますか	<input type="checkbox"/>

冬季労働災害防止運動実施要領

厚生労働省 北海道労働局

北海道内は、冬季の積雪寒冷により、事務所等の出入口や作業通路が凍結する等のため、転倒災害が多く発生する傾向にあります。

また、降雪や気温の変化により路面が凍結することによる自動車のスリップ、吹雪等による視界不良により交通事故が発生しやすくなる傾向にあります。

さらに、建物の屋根等の除雪作業に伴う墜落災害が多く発生しています。

このことから、冬季に発生する労働災害のリスクを低減させるために、「冬季労働災害防止運動実施要領」に基づき対策を講じた上で、作業を行うなどして下さい。

取組期間

平成30年12月1日から平成31年3月31日まで

共通実施事項

- 1 気象情報に十分注意し、悪天候時には作業を中止すること。
- 2 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けること。
- 3 寒冷な作業場等には、いつでも利用できる、適切な暖房設備を備えた休憩施設を設けること。
- 4 防寒具の着用等により、身体の動きが鈍くなることから、無理な作業は極力避け、また、日没時間も早まることから、余裕を持った工期を設定すること。
- 5 作業開始前にKY（危険予知）活動を実施すること。
- 6 災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- 7 冬季特有の要因を盛り込んだ、危険性又は有害性の特定、リスクの見積り及びその結果に基づくリスク低減措置（リスクアセスメント）を実施すること。
- 8 安全管理者、衛生管理者等安全衛生管理責任者は、作業環境の把握に努め、危険要因の事前排除に努めること。また、上記対策を推進するため、安全管理体制を見直し、必要な人員を配置すること。
- 9 労働災害の発生に迅速・的確に対処するため、緊急連絡体制を整備し、関係者に周知徹底を図ること。

転倒災害防止対策

- 1 事業場敷地内、駐車場、出入口、通勤経路等の滑り易い場所を確認し、「危険マップ」を作成する等により労働者に周知すること。
 - 2 靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを使用すること。
 - 3 小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、「急がず、ゆっくり」歩くこと。
 - 4 通路等は凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）を講じること。
 - 5 屋外や屋外に通じる階段には滑り止めを設けること。
 - 6 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
 - 7 初めて北海道の冬を経験する者に対して、雪道の歩き方などの安全教育を行うこと。
- ※ 平成30年12月1日から平成31年3月31日までの間、「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」を実施します。

交通労働災害防止対策

- 1 冬道運転は、法定速度の遵守はもとより、路面状況、天候に合わせた適正な速度で運転すること。
- 2 道路には除雪された雪が高く積み上げられていることが多く、そのため死角が発生し、歩行者等の発見が遅れることが多いことから、徐行する等、特に注意すること。
- 3 冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）については摩耗の有無を点検し、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- 4 運転者は、冬道の運転について危険予知を行い、余裕を持って安全運転をすること。
- 5 過去の災害事例等を参考に、走行する道路等について交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し、活用すること。

墜落・転落等災害防止対策

- 1 屋根の除雪や建物屋上の雪庇を取り除く作業を行うときは、墜落防止のため、墜落制止用器具（安全帯）取付け設備を設け、作業員に墜落制止用器具（安全帯）を使用させること。
- 2 はしごの滑り防止のため、はしごの脚部及び上部を固定すること。
- 3 屋根の除雪を行っているときは、周辺を立入禁止とすること。

一酸化炭素中毒防止対策

- 1 屋内作業場等の換気の悪い場所では、内燃機関を稼働させないこと。ただし、やむを得ず内燃機関を使用する場合は、換気を十分に行うとともに、一酸化炭素濃度を常時測定し、作業環境を監視すること。
- 2 練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、その場所に立ち入るに際して、十分に換気を行い、かつ一酸化炭素濃度等を測定した後でなければ立ち入らせないことを徹底すること。

※このリーフレットは、 で

※厚生労働省のHPも併せて参考として下さい。 で

平成30年 業種別労働災害発生状況

(平成30年11月末現在)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	平成30年			平成29年同期			対前年		業種割合	平成29年確定値		
	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	5	192 [66]	197 [66]	6	189 [65]	195 [65]	2	1.0	100.0	6	224	230
製造業	2	24 [4]	26 [4]	1	36 [6]	37 [6]	-11	-29.7	13.2	1	41	42
食料品	1	9 [3]	10 [3]		9 [4]	9 [4]	1	11.1	5.1		12	12
木材木製品					1	1	-1	-100.0			1	1
窯業・土石		1	1		3 [1]	3 [1]	-2	-66.7	0.5		3	3
鉄鋼業	1	7 [1]	8 [1]	1	5	6	2	33.3	4.1	1	5	6
金属・機械		4	4		5	5	-1	-20.0	2.0		5	5
輸送用機械		2	2		3	3	-1	-33.3	1.0		4	4
その他の製造業		1	1		10 [1]	10 [1]	-9	-90.0	0.5		11	11
鉱業・土石採取業								-				
建設業	2	27 [4]	29 [4]	2	28 [4]	30 [4]	-1	-3.3	14.7	2	31	33
土木工事業	1	8	9	1	9 [2]	10 [2]	-1	-10.0	4.6	1	10	11
建築工事業	1	16 [4]	17 [4]	1	16 [2]	17 [2]			8.6	1	18	19
木造建築業		1	1		3	3	-2	-66.7	0.5		3	3
その他の建設業		2	2				2	-	1.0			
道路貨物運送業		14 [2]	14 [2]	1	18 [4]	19 [4]	-5	-26.3	7.1	1	22	23
その他の運輸業		9 [6]	9 [6]		6 [2]	6 [2]	3	50.0	4.6		6	6
陸上貨物取扱業								-				
港湾運送業		1	1		1	1			0.5		1	1
林業		1	1	2	1	3	-2	-66.7	0.5	2	1	3
漁業		3	3		2	2	1	50.0	1.5		2	2
卸売・小売業		39 [18]	39 [18]		30 [17]	30 [17]	9	30.0	19.8		33	33
社会福祉施設		13 [6]	13 [6]		10 [5]	10 [5]	3	30.0	6.6		17	17
旅館業		14 [8]	14 [8]		9 [7]	9 [7]	5	55.6	7.1		12	12
清掃業		17 [8]	17 [8]		11 [6]	11 [6]	6	54.5	8.6		14	14
上記以外の事業	1	30 [10]	31 [10]		37 [14]	37 [14]	-6	-16.2	15.7		44	44

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。

本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

本統計は、北海道労働局ホームページからダウンロードできます。

○死亡災害発生!

平成30年11月、建設業において交通死亡災害が発生しています。本年の死亡災害の件数は11月末現在で5件となり、昨年の6件に迫っています。交通ヒヤリマップを作成し、活用する等により、交通労働災害防止対策を図ってください。

- 北海道冬季災害ゼロ転倒防止運動(平成30年12月1日から平成31年3月31日まで)
- 建設工事追い込み期労働災害防止運動(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)

○「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。

- 北海道最低賃金は、平成30年10月1日から時間額835円に改訂されました。



平成30年11月末 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	17時台	製造業	墜落、転落	構築物	被災者は、屋外の集積場において、原料を放水により、水路に落とし込む作業を行っていたところ、何らかの要因で水路に転落し、水路を流れている原料に押され、柵と原料との間に挟まり、窒息により死亡したものの。
2	3	8時台	製造業	巻き込まれ	コンベヤー	被災者は、原料破砕設備において、同僚と共に始業前の点検を行っていた。同僚のオペレーターがベルトコンベヤーの可動スイッチを順次入れた際、操作盤に異常が表示されたため、可動スイッチを切って確認に向かったところ、ベルトコンベヤーに挟まれた被災者を発見したものの。
3	8	12時台	官公署	高温との接触	高温環境	被災者は、農業用水路の維持管理業務を行っていた。被災当日の午前中、1人で刈払機を使用して用水路の周りの草刈り作業を行っていたが戻らず、翌日、草むらに仰向けに倒れているところを発見されたが、熱中症により既に死亡していた。当日の気温は23度から26度。
4	9	16時台	建設業	巻き込まれ	建設機械	被災者は、建設物の基礎工事現場において、スコップで基礎杭周囲の土砂の埋戻し作業を行っていたところ、同じく土砂の埋戻し作業を行っていたドラグ・ショベルが後進して轢かれたもの。
5	11	5時台	建設業	交通事故	乗用車	建設現場に向かうため、ワゴン車に被災者及び運転者を含む4名が乗車していた。高速道路を走行していた時、前方で横転していたワンボックスカーに追突。後部座席に乗っていた被災者が死亡し、運転者を含む残る3名も負傷したものの。

平成29年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	11時台	道路貨物運送業	交通事故	トラック	被災者は、トレーラーの積み荷を下ろした後、国道を走行していた際、路面が凍結していたため、スリップして対向車線にはみ出し、対向車線を走行していたトレーラーに正面衝突したものの。 相手方のトレーラーの運転手も膝や肩等を骨折する重傷。
2	2	9時台	鉄鋼業	有害物との接触	有害物	被災者は、製鋼製造工程で発生するダストの無害化処理を行うため、薬品を使用し、作業していたところ、何らかの理由により、別の薬品が混ざり、発生した硫化水素にばく露され、硫化水素中毒(疑い)になり、死亡したものの。
3	4	13時台	林業	激突され	立木等	被災者は、木を伐倒した後、退避していたところ、伐倒した木が跳ねて退避していた被災者に激突し死亡したものの。 なお、伐倒した木(樹高約25メートル)の下敷きになっているところを発見されたもの。
4	4	14時台	建設業	倒壊	立木等	被災者は、伐倒する木(樹高約7メートル)にチェーンソーで切り込みを入れた後、木にかけていたワイヤーロープで引いて倒す予定であったため、引く方向とは別の方向に退避していたところ、木がミシミシと音を立てて被災者側に倒壊し接触。外傷性ショックにより死亡したものの。
5	10	10時台	林業	倒壊	立木等	被災者は、チェーンソーで立木を伐倒していたとき、近くの立木にかかっていたかかり木が外れ、被災者に激突した。被災者は、木の下敷きになり、全身を強く打ち、多発外傷により死亡したものの。
6	11	11時台	建設業	倒壊	階段	被災者は、同僚と建築物の解体工事を行っていたとき、何等か理由で既設の地下1階部のコンクリート製の階段の裏に入場していた際、階段が倒壊した。その下敷きになり外傷性ショックにより死亡したものの。